

高浜市パブリックコメント条例(案)について 皆さんの意見を募集します

「高浜市パブリックコメント条例(案)」に対する意見・要望を募集します。お寄せいただいた意見・要望は、条例に盛り込むことができるかを検討し、後日採否やその理由などの概要を公表します。

◆高浜市パブリックコメント条例(案)概要

- ① **この条例の目的** 市のまちづくりの最高規範である高浜市自治基本条例に規定する市民参画の機会を保障するための制度を定めることにより、高浜市自治基本条例に規定する3つの基本原則(参画・協働・情報共有)による市民の皆さんが主役となるまちづくりの実現を目的としています。
- ② **パブリックコメントの定義** パブリックコメントとは、市の政策、施策、事業などの立案の段階で、政策などの案の内容、趣旨などを公表し、広く市民の皆さんから意見を募り、提出された意見に対する考え方を公表する手続きです。
- ③ **パブリックコメント実施の対象** パブリックコメント実施の対象は次の(1)～(3)を制定・改廃する場合および(4)の場合です。
 - (1) 市の全般的な基本政策を定める計画、市の個別分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
 - (2) 次に掲げる条例
 - ア.市の基本的な制度を定める条例
 - イ.市民の皆さんに義務を課し、または権利を制限する条例(金銭の徴収に関するものは除く)
 - ウ.市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - (3) 市の基本的な方向性を定める憲章および宣言
 - (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、特に必要と認めるもの
- ④ **公表する事項** 政策などの案を公表するときは、市民の皆さんから、幅広く意見を提出していただけるよう、次の事項を公表します。
 - (1) 政策などの案の趣旨および概要
 - (2) 政策などの案に関連する資料
 - (3) 意見の提出期間、提出先、提出方法そのほか意見の提出に必要な事項
※意見の提出期間は、公表の日から2週間以上の期間を設けることとします。
- ⑤ **意見の提出方法** 市民の皆さんが、公表された政策などの案に対する意見を提出するときは、次の方法により提出してください。
 - (1) 持参 (2) 郵送 (3) ファクシミリ (4) 電子メール (5) そのほか適当と認める方法
- ⑥ **意見に対する考え方の公表** 市民の皆さんから意見をいただいた場合、次の事項を公表します。
 - (1) 提出された意見の内容
 - (2) 提出された意見に対する考え方
 - (3) 政策などの案に係る修正の有無
 - (4) 政策などの案を修正したときは、その修正した内容

◆パブリックコメント実施結果の公表

今回のパブリックコメント実施結果の公表は、広報たかはま12月15日号を予定しています。

◆条例(案)の入手方法

- ① 窓口での配布…市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・体育センターで配布
- ② ホームページ…市公式ホームページからダウンロード可

◆意見の提出期間

9月15日(土)～30日(日)まで(郵送の場合は当日消印有効)

◆提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 条例(案)配布場所に設置してある「意見提出箱」へ投函。
- ② 郵送かファクスで提出。
- ③ 電子メールで提出。
※意見とその理由・住所・氏名・連絡先を明記してください。

◆提出・問合せ先

市役所行政グループ 〒444-1398(住所不要)

☎52-1111(内線301) ☎52-1110 電子メールgyosei@city.takahama.lg.jp